
【特集】若者労働問題の新局面(1)

特集にあたって

本特集「若者労働問題の新局面」は、従来、若者の労働問題として光が当てられてこなかった問題——しかしながら、光が当てられてみれば、もはや看過できない社会問題であると注目されてきている問題——を取り上げている。具体的には、正社員雇用でありながら働き続けることができない「ブラック企業」問題、その「ブラック企業」を労働市場から排除することを困難にしている求人から入社までのプロセスの問題、学生が補助労働の域を超えて現場の基幹労働として職場に絡めとられていく「ブラックバイト」問題、それらの問題や非正規雇用の広がりに対応できていない教育現場の問題、そして若者の「住まいの貧困」の問題である。

若者への注目から、若者を雇用する企業のあり方への注目へ

これまで、若者の労働問題とはどういう問題ととらえられてきたか、簡単に振り返ってみよう。バブル崩壊後、高卒・大卒ともに、新規学卒求人数は急減した。特に高卒求人数の減少は顕著であった。在学中に内定を得て卒業と同時に企業へと就職していく「間断なき移動」を可能とする日本の新規学卒就職システムは、国際的に見て若年失業率を低く抑える優れたシステムであると考えられてきたが、新規学卒求人の急減は、毎年新たにフリーターと呼ばれた非正規雇用者が生み出されていく状況をもたらした。厚生労働省の定義によるフリーター数は1982年の50万人から、1987年79万人、1992年101万人、1997年151万人、2002年208万人と増加を続け、社会的注目を集めた。

この状況を受けて2003年の「若者自立・挑戦プラン」以降、日本でも本格的に若者労働問題への対策が進められるようになったが、当初は勤労観・職業観をはぐくむことに力点を置いた「キャリア教育」の推進と、未就職卒業生就職緊急支援事業、求職者支援制度、ジョブカフェ、若者サポートステーションなどによる就労支援が中心であった。やや乱暴に要約すれば、「キャリア教育」ではフリーターを志向せずに正社員就職することが目指され、就労支援では無業から就業へ、また非正規から正規への転換が目指されていたと言える。そこでは、若者の意識が問題とされ、非正規雇用の不安定さや処遇の低さが問題とされた一方で、正規雇用については、量的確保が政策課題であると認識されていたものの、その質が問われることはほとんどなかった。

その中で、正規雇用の質を現場に即して問題にしてきたのが、若者の労働相談を行ってきたNPOであるPOSSEだった。同代表の今野晴貴は2008年10月の『世界』(No.783)で教育社会学者の本田由紀と共に「働く若者たちの現実」と題した論考を発表している。そこでは、定期昇給か賞与のいずれかを欠いた正社員が「周辺の正社員」と名付けられ、若者への聞き取り調査をもとに、彼らが「使い捨ての雰囲気」と長時間労働のもとで働いており、「正社員」と呼ばれながらも従来の「正社員」像とは異質な層を形成していることを明らかにした。

この「周辺の正社員」への注目が、正社員として雇用した若者に対して選別・使い潰しを行う「ブラック企業」への注目につながっていく。今野がPOSSE事務局長の川村遼平と共著で2011年に公

刊した『ブラック企業に負けない』（旬報社）では、「ブラック企業」を相談事例から類型化した。今野はその後、2012年の文春新書『ブラック企業』によって幅広い読者を獲得する。広範な指揮命令権に従わせるという点で従来の日本型雇用との共通性を持ちながら、長時間労働に耐えても見返りとしての高処遇と雇用保障を提供しないという点で従来の日本型雇用とは異質な存在として「ブラック企業」を理論的に位置付け、さらに、「ブラック企業」問題が、そこで働く若者個人だけの問題ではなく、一部の企業の劣悪な労務管理によって数多くの若者が使い潰されていく社会問題であると問題提起することによって、社会的注目を集めていくこととなった。

若者の置かれた状況の不安定さと、社会的対応の遅れをとらえる視点

若者を正社員として雇用する企業の中にも労務管理実態が劣悪なものがあることは、2013年の厚生労働省による「若者の『使い捨て』が疑われる企業」への重点監督の結果からも確認された。この重点監督は、若者の「使い捨て」問題が政府にとっても看過しえない問題であることを示したものであった。

正社員として就職しない若者の側に問題があるのではないか、という固定観念から離れることによって、「ブラック企業」の存在だけではなく、若者の労働をとりまく様々な問題状況が存在し、それらが相互に関連していることが次第に見えてきているのが今日の状況である。

本特集が取り上げたのは、その問題状況をそれぞれ独自の視点から切り出し、社会問題として先駆的に提起してきた論者たちの論考である。本特集は、今号と次号の二回にわたる。今号には、今野晴貴「『ブラック企業問題』の沿革と展望——概念の定義及び射程を中心に」、嶋崎量「いわゆる『ブラック企業』と採用・内定・入社をめぐる問題——法的问题点を中心に」、大内裕和「ブラックバイト問題について」の3本が収録されている。次号には、川村遼平「NOと言えない若者への支援と労働法教育の取り組み」、児美川孝一郎「若年労働問題への教育現場の対応——キャリア教育を超えて」、稲葉剛「若年労働の変容と住まいの貧困」、鈴木玲「『ブラック企業』の普遍性と多面性——社会科学的分析の試み」の4本が収録される。

NPO法人POSSE代表の今野晴貴は、みずからが複数の著作で論考を深めてきた「ブラック企業」問題について、改めて振り返って整理している。正社員雇用であれば人材育成が行われると想定されがちであった中で、正社員の使いつぶしが行われていることに社会の目を向けさせるためには、好業績の大企業における「新しい労務管理の在り方」であるという事実把握が重要であり、さらに若年労働力が毀損されるという社会問題としての提起が重要であった。そして、社会問題として提起したことによって、学校関係者や福祉・医療関係者を社会運動に組み込んでいくことが可能となり、政府も対策へと動かしていくこととなった。今野は、「ブラック企業」問題が労働組合関係者の主要な関心事にはなつてこなかったこと、しかし、違法性を司法の場で争うことが現実的に難しいケースが多いことから、労働組合が労働組合法に規定された権利を行使して新たな労使関係を構築していくことが求められるとし、労働組合法と労働組合の意義が改めて問い直されていると指摘している。

労働弁護士の嶋崎量は、採用・内定・入社という「入り口」の段階に、「ブラック企業」を回避することが困難な法的な問題が存在することを指摘している。代表的なのは、残業代を含んだ初任

給額を募集要項で提示する「固定残業代」制度の問題だ。実態として適正な残業代の不払いの温床となっているこの制度に対しては、ブラック企業被害対策弁護団の労働弁護士らを中心として注意喚起が行われてきているが、募集要項の段階で固定残業代制度の存在を隠して募集することが可能となってしまうため、募集から内定まで、そして内定から就業開始までの間の期間が長い新卒就職プロセスにおいては、実態に即した労働条件を比較して企業を選ぶことが、学生にとって実質的に不可能となっている。そのような現状の問題点を指摘すると共に、嶋崎は、現実的に可能な改善策を多面的に検討している。

教育学・教育社会学を専門とする大内裕和は、みずからが大学教員として目にしてきた、アルバイトに学生生活が浸食されていく状況を、「ブラックバイト」という言葉によって世に広めてきた。ゼミ合宿の日程調整ができない、試験勉強ができない、さらには、試験を受けられない、就職の面接にも行けないほどにアルバイトに絡めとられてしまっている学生の様子から問題状況を感じ取り、実態調査に乗り出し、さらに理論化を試みてきた経緯が本号で整理されている。学生アルバイトの問題を非正規雇用の若者全般の問題と区別して焦点化することによって、学校関係者に自らの問題としての認識を促し、さらに奨学金問題と合わせた問題提起が可能となった。しかし同時に、学生アルバイトの「職場への組み込み」がここまで強くなってきたのは、職場における非正規労働比率が高まり、非正規労働者が「補助」労働ではなく「基幹」労働を担うようになったからであり、ブラックバイト問題は非正規労働全般の問題との共通性も持っている。学生の「ブラックバイト」問題には、非正規労働全般の問題との区別と重なるの両方があることがわかる。

NPO法人POSSE事務局長の川村遼平は次号で、「NO」と言えない若者の実態と、その実態に即した支援のあり方を検討している。川村がこれまでの相談事例から明らかにしているのは、「どうせ何もできないから」という諦念や、「会社をおかしいと思ってしまう自分がおかしいのではないか」という自責の念に支配されている被害者の姿だ。彼らの多くは泣き寝入りしがちである。その彼らにアウトリーチし、相談の中で時間をかけて事情を聞き、本人がどう感じているかを聞き取り、法的観点から状況を整理し、選択肢を示す。その過程を通して、当事者の「SOS」は、会社の不当性を認識する「NO」へと徐々に変化していく。その上で当事者の選択を支援するのがPOSSEの役割であるという。そのような実践を踏まえて川村は、「条文紹介型」ではなく「権利主張型」でもない労働法教育のあり方を提唱している。そこで大切なのは、まずは当事者が「SOS」を発することができること、次に、職場や会社を変えることができるという認識を獲得したり、その具体的な経験を積んだりすることであるという。

教育学者の児美川孝一郎は、2007年の『権利としてのキャリア教育』（明石書店）その他の著作を通して、「適応」を重視した政府主導型のキャリア教育を批判し、困難な現実に向き合いながら、主体的に自らのキャリアを切り開いていける主体形成のためのキャリア教育を提唱してきた。しかし、教育の現場は若者労働問題に「無対応」であり続け、キャリア教育が実施されるようになってからも、「正社員」主義の呪縛にとらわれつづけたと、次号で児美川は指摘する。歴史を遡ることによって児美川が浮かび上がらせるのは、メンバーシップ型の新規学卒一括採用の確立によって、生徒・学生に職業的技能を身に付けさせる必要もなく、卒業後に対する責任からも免責され、「従順な労働力」予備軍の輩出機関となってきた学校教育の姿である。「新卒一括採用から日本型雇用

へ」という移行ルートは、右肩上がりの経済成長と人手不足といった歴史的な条件が変化すれば容易に瓦解しうるものであったが、学校教育の側がその可能性に無防備であったために、その後の移行をめぐる惨状を準備したと児美川は指摘する。そして対応策としてのキャリア教育が行政主導で展開される中であっても、「正社員」主義の呪縛によって、「正社員になりさえすれば、大丈夫」といった誤ったメッセージを若者に伝えてしまい、若者たちを「ブラック企業」に送り込むことに寄与してしまっている可能性が否定できないとする。児美川は、そうした現状の問題点を直視した上で、学校教育のあり方の未来に向けたグランドデザインを描くことが必要と指摘する。

生活困窮者支援を行うNPO法人自立生活サポートセンター・もやいの理事である稲葉剛が次号で注目するのは、若者の「住まいの貧困」だ。リーマンショック後には、「派遣切り」によって仕事を失うと同時に寮を追い出されることによって住まいも失う若者の存在が「年越し派遣村」によって可視化され、大きな社会問題として注目された。しかしその後、若者の居住実態が包括的に調査されることはなく、若者のための住宅政策が本格的に取り組まれることもなかった。その中で現在、若者はどのような「住まいの貧困」の状況にあるのか。稲葉が目にしたのは、「狭小・窓無し」で本来は居住用スペースではない場所を居住用として貸し出している「脱法ハウス」への入居実態に関する国土交通省の2013年調査と、NPO法人ビッグイシュー基金の呼びかけで設立された「住宅政策提案・検討委員会」が低所得の若者を対象に行った「若者の住宅問題」調査である。これらの調査結果から稲葉は、正社員でも「狭小・窓無し物件」に暮らしている実態があること、いったん親と別居したのちに経済的要因などにより親との同居に戻る者が30代に見られること、親と別居している低所得の若者の中には、定まった住居がない広義のホームレス経験がある者が少なからずみられることなどに注目している。そして、非正規雇用の若者が住まいを喪失するという問題に限られない若者の「住まいの貧困」問題が存在しており、若者が親の家を出て安定した住まいを確保できることが、雇用の確保と共に重要であることを指摘している。

次号の4本目の論文である鈴木玲（大原社会問題研究所教授）の論文は、他の6本の論文とはやや異なる立ち位置にある。それまでの6本の論文が独自の光の当て方によって若者の置かれた現状の問題点を浮かび上がらせて社会的対応の遅れを指摘するものであるのに対し、鈴木は「ブラック企業」の雇用関係と再生産を、「普遍性」と「多面性」という社会科学的関係から分析することを試みている。「普遍性」を重視する視点からは、日本の経営の関連で説明されてきた「ブラック企業」を、日本の経営を前提条件としない他の国でもみられるものとして考察している。具体的には衣料品販売大手X社の雇用関係をアメリカ最大のディスカウントストアであるウォルマートの雇用関係と比較して検討する中で、X社の労務政策の形成が、日本の雇用慣行の都合のよい選択的取り込みではなく、低価格での商品提供のために人件費を圧縮し従業員に対する統制を強めるアメリカのディスカウントストアの業態の精緻化という文脈の反映とみることができるとの見方を示している。また、「多面性」を重視する視点からは、「ブラック企業」の雇用関係が上からの強制という側面だけでなく、下からの合意や抵抗という側面をもちうる可能性に着目し、選別型の「ブラック企業」の労働過程においては、厳しい仕事の経験が将来のキャリア構築に貢献すると信じる「念願的合意」を社員が形成しているのではないかという見方を示し、「ブラック企業」で働く労働者を主体的アクターとして捉える実証研究の蓄積が待たれるとした。そして、このように「ブラック企業」

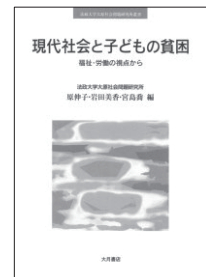
を「普遍性」と「多面性」の視点からとらえる分析が、「ブラック企業」に対抗する社会・労働運動にもつ含意を、最後に考察している。

鈴木の論考は、今野らの問題提起をより広い文脈に位置づけて考察しようという試みである。そのような理論的な対話が、今後はより一層進められていくことが求められよう。本特集が、議論の活性化に寄与することを期待したい。
（上西充子 法政大学キャリアデザイン学部）

大原社会問題研究所叢書

『現代社会と子どもの貧困 ——福祉・労働の視点から』

2015年 原 伸子・岩田美香・宮島 喬編
大月書店



『労務管理の生成と終焉』

2014年 榎一江・小野塚知二編著 日本経済評論社

『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』

2013年 法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編著 法政大学出版局

『福祉国家と家族』

2012年 法政大学大原社会問題研究所・原伸子編著 法政大学出版局

『農民運動指導者の戦中・戦後—杉山元治郎・平野力三と労農派』

2011年 横関至著 御茶の水書房